

日本エネルギー法研究所季報

JAPAN ENERGY LAW INSTITUTE QUARTERLY BULLETIN



第290号

【目 次】

太陽光発電設備における太陽光モジュール等の所有 権の帰趨…………… 1	研究班の動き…………… 1 3
中 谷 崇	研究報告書の公開…………… 1 5
特別研究講座の開催…………… 7	所員の異動…………… 1 5

太陽光発電設備における太陽光モジュール等の所有権の帰趨

立命館大学法学部教授 中谷 崇

1. はじめに

太陽光発電設備は、一般に太陽光パネル（以下「モジュール」という）、架台や取付金具（下部構造）、接続箱、パワーコンディショナー（インバーター）、電力量計、ケーブルなどを含む¹。これらは、組み立てられて土地・建物に固定されて利用されることが多い。他方で、設備取引では所有権留保等が用いられ、設置・運用の実態と所有権の帰属が一致しない場面が生じうる。こうした場面で問題となるのが、設備が土地・建物に付合したと評価されるか、また付合により留保所有権がいかなる影響を受けるかという点である。たとえば、太陽光発電設備の販売業者が所有権を留保して販売した設備は、事業者のもとで土地や建物に付合し、留保目的物の所有権は事業者に帰属するだろうか。この点を具体化する素材として、まず東京地判令和4年5月18日（LEX/DB 25605746）を取り上げる。

事案は大略次のようなものである。Xは、太陽光発電用架台の販売等を主たる事業とする株式会社であ

る。Y₁は太陽光発電所の事業者兼所有者である特別目的会社であり、Y₂（株式会社）はY₁の代表社員で、Y₁を代表する立場である。本件は、訴外A（株式会社）に太陽光発電用架台（以下「本件架台」という）を所有権留保特約付きで販売したXが、代金の7割の支払いを受けられないうちに、本件架台がYらの土地に付合したとして、Yらに民法248条に基づいて、本件架台の未払い部分に相当する分の価格の支払いを求めた事案である。

訴外B（株式会社）は、令和元年10月8日、Aとの間で、Bを発注者、Aを受注者として、太陽光発電所に関する発電施設の設計・調達・建設に関する契約（以下「本件EPC契約」という）を締結した。Y₁は、令和2年1月27日、Bとの間でY₁を吸収分割承継会社とする吸収分割契約を締結し、同年3月17日に吸収分割の効力が発生した。上記契約により、本件EPC契約上の権利は、BからY₁に移転した。XとAは、本件架台の販売に関する基本契約を締結し、令和2年3月31日に、AはXに本件架台を注文し、売買代金の

30%に当たる前金を支払い、Xは同年6月16日に本件架台をAに引き渡したが、Aは残代金を支払わなかった。なお、X・A間の売買契約には、Xが売買代金の全額の支払いを受けるまで本件架台の所有権を留保する特約が付されていた。Xは、本件架台がYらが所有する土地に付合し、その結果、Yらは本件架台（70%部分）の販売価格相当額の利得を得た一方で、Xは同額の損害を被ったとして、248条に基づく償金の請求をした。

東京地裁はXの請求について次のように説示した。「民法248条の償金請求は、民法703条又は704条の規定に従って請求できるものとされている。そして、本件は、XがAに本件架台を販売したものの、その代金が回収できないうちに、本件架台が第三者であるY側の所有する土地に付合したというものであるから、いわゆる転用物訴権が問題となる事案であり、Xにおいて、Aが無資力で本件架台（70%部分）の売買代金を回収できないことのほか、少なくとも、Y側の利得に法律上の原因がないこと（すなわち、AとY₁との間の本件EPC契約を全体としてみて、Y₁が対価関係なしに、本件架台（70%部分）の販売価格相当額の利得を得たといえるか）について主張立証すべきところ、Xにおいて、そのような主張立証はしない（筆者：原文ママ）」。

本判決では、当事者が争わなかったため、架台が土地に付合することは所与の前提とされている。しかしながら、Xが付合を否定し、所有権に基づく返還請求をすることも考えられる。この場合は、Aの無資力などを問題にする必要はない。では、付合を争う余地はないのであろうか。これを判断するには、242条の解釈において、①太陽光発電設備が土地に従として付合しているか、②権原によって付属しているか、という二点が問題になる。この二つのうち、実際に問題になるのは①であろう。これは、ある見解によれば、それまで独立に所有権の対象になっていた物が不動産に付着して独立性を失い、社会経済上不動産そのものとみられるようになることだと解されている²。土地に設置された太陽光発電設備の独立性については、調べた限り事例や学説は見つけられず、いまだ未解明である。

建物への付合に関しては、次のような指摘がある。「太陽光発電設備についても、建物の構成部分とな

らない場合には、権原（賃借権）のある事業者が当該太陽光発電設備の所有権を留保することになるが、当該太陽光発電設備が建物の構成部分となり独立の存在を失う場合には、たとえ権原のある事業者が付合させたときであっても、事業者が当該太陽光発電設備の所有権を留保することはできないことになる。太陽光発電設備は一定の独立性を持つ場合が多いものと考えられるが、太陽光発電設備の基礎部分等、設備の設置状況・態様によっては、かかる付合の点に留意する必要があるものと考えられる。」³。また、太陽光発電設備の事例ではないが、似たような事例として、ガス配管設備が建物に付合するかどうかについてはいくつかの下級審判決がある。たとえば、交換や取り外しが不可能とは言えない⁴、あるいは、分離復旧が困難とは認められない⁵として建物への付合を否定する事例がある一方、分離復旧が事実上不可能であるか、可能であるとしても社会経済上著しく不利益である場合には、付合していると判断する事例もある⁶。この基準が太陽光発電設備にも援用できるかは一つの問題になる。

また、太陽光発電設備が独立性を有し、土地や建物に付合しないとしても、太陽光発電設備の一部（たとえば架台）が太陽光発電設備そのものに付合するかという点も問題になりうる。たとえば、架台が発電設備に付合し、発電設備が主たる動産だと判断されるのであれば、所有権が留保されていても架台は発電設備の所有者の物になる（243条）。

このような問題意識のもと、本稿では、太陽光発電設備が土地および建物に付合するのか、また発電設備の一部は発電設備に付合するのかという問題について、ドイツ法を参照して、若干の検討を行う。

2. ドイツ法

(1) 土地への付合の成否

太陽光発電設備の土地への付合に関しては、2021年10月22日の連邦通常裁判所の判決(NJW2022, 614)がある（以下「BGH判決」という）。

事案を簡略化すると次のようになる。原告（破産債務者の破産管財人）は、被告（破産債務者からモジュール及び下部構造などを購入した会社）に対して、被告が破産債務者から購入したモジュール20枚

の所有権と架台の共有持分が存在しないことの確認を求めて提訴した。破産債務者は2010年に第三者所有地に設置された野外型の太陽光発電設備（5000枚のモジュール等）を購入し、土地利用権を得ていた。同人は、2011年3月にこのうちのモジュール20枚と下部構造の持分を被告に売却していた。モジュール等の代金完済まで売主にその所有権が留保され、完済時に所有権及び持分が移転する旨の所有権留保特約があった。

連邦通常裁判所（以下「BGH」という）はまず、被告の所有権取得について以下のように立言する。「被告がモジュールの所有権と下部構造の共有持分権を破産債務者による有効な所有権譲渡によってのみ取得することができると控訴裁判所が認めているのは正当である。そのことは、モジュールと下部構造の建築部分（以下、便宜上、「モジュール」とする）が所有権譲渡の時点で個別の権利(*besondere Rechte*)⁷の対象であったことを前提としている（BGB93条）。そうでなければ、被告に所有権を与えるものとされる物的法律行為は、無効になってしまう。被告の所有権取得は、まず、当該モジュールが破産債務者から被告に所有権譲渡された時点で、モジュールが土地の本質的構成部分でも（BGB94条1項）太陽光発電設備の本質的構成部分でも（BGB93条またはBGB94条2項）なかったことを前提とする。」（Rn.6）

次に本件でモジュール等は土地の本質的構成部分にはならないことを確認する。つまり、「モジュールと下部構造はBGB94条1項に従って土地の本質的構成部分とみなされるべきではない。なぜなら、太陽光発電設備は一時的な目的で土地に付合していたにすぎず、全体としてBGB95条1項の意味での土地の表見的構成部分である。」（Rn.7）「BGB94条1項によれば、地面に固定的に付合した物、特に建物や土地の産出物は、土地に固定的に結合している限りで、土地の本質的構成部分になる。しかし、一時的な目的で地面に付合している物はBGB95条1項に従って、土地の構成部分にはならない。賃借人、用益賃借人あるいはその他の債務法の受益者がある物を自らのものでない土地に付合させる場合、独自の利益で行為するにすぎず、同時に当該物を契約関係終了後に

土地の所有者に帰属させる意図はないという事実上の推定によって裏付けられる。つまり、付合は一時的に—契約関係の継続によって—BGB95条1項の意味で作り出されているに過ぎない。」（Rn.9）

太陽光発電設備が建物に該当するか（BGB94条2項によりモジュールが発電設備に付合するか）が争われているが（Rn.10）、BGHは、太陽光発電設備は建物には該当しない旨を詳論している（Rn.12-21）。「太陽光発電設備は、特に、それ自体固定した堅牢な合成物(*Einheit*)として古典的な建材によって作り出されているのではなく、ねじ、クランプその他の大した費用がかからず取り外しができる接続部品(*Verbindungselement*)によってモジュール方式で組み合わされているに過ぎない。太陽光発電設備が、確実に固定されるために、地面に係留することができたとしても、本質的な損傷なく、太陽光発電設備は解体でき、個々の部分に分解し、別の場所で再び設置できる、これによりその機能性は損なわれない。」（Rn.21）。

次に、モジュール及び下部構造という太陽光発電設備の一部が太陽光発電設備に付合するか、つまりBGB93条の本質的構成部分に該当するかが争われている（もっとも、結論としては、差し戻されている）。これに関して、BGHはまず、モジュール等が太陽光発電設備の単純な構成部分であることを確認している（Rn.23-25）。本質的構成部分には当たらないとした控訴審の見解を退け、交換可能性と基準時によって判断すべきであるという。

まず一般論として「物の本質的構成部分は、BGB93条によれば、一方または他方が破壊されるか本質において変更することなしにはお互いに分離することができない物である。従って、控訴裁判所が出発点としては適切に見ていたように、ある物の個々の構成部分の本質はその（意図された）解体の効果に従って定まる。分離されるべき部分の破壊または本質の変更は、これが分離によって価値がなくなるか廃材としての価値しか有さない場合に認められるべきであって、解体後に同じあるいは類似の方法で、別の発電設備に統合でき、それでもって再び機能する場合には、認められるべきではない。同じように、分離により残った物は、構成部分の分離後

もなお従来の方法で使用できる場合、残部が当該目的のために再び他の物と結合されて初めて使えるとしても、破壊されていないし本質の変更もない。つまり、実際には、個々のモジュールは、それが同じまたは類似の建築部分に置き換えられ、かつ外されたモジュールが別の発電設備に据え付けられ、そこで発電できる場合には、発電設備全体の本質的構成部分とみなされるべきではないだろう」と立言する(Rn.27)。そして、BGHは、被告がこの基準に従って、モジュールの所有権及び下部構造の持分権を取得できたか（所有権譲渡がBGB93条の個別の権利該当性と対立していたのか）について、2009年の発電設備設置時点ではなく、破産債務者から被告への所有権移転の時点が基準になると判断する(Rn.28)。「BGB93条の意味での構成部分が本質的であるかどうかは、構成部分に存在する第三者の権利が付合のために消滅しているかどうか重要である場合には、付合時点での関係に従って定まる。それに対して、すでに結合された物に組み込まれた構成部分について第三者の権利が設定されるかどうか判断されるべき場合は、権利の成立のときの事情が重要である。」(Rn.30)「BGB93条は、国民経済の利益を考慮して、分離物に損害を与える分離、あるいは分離物を本質的に変更する分離を回避するという目的を追求している。経済的な価値は、正当化する理由なしに、破壊されたり、それによって国民経済に損害が加えられたりするべきではない。従って、構成部分に存在する第三者の権利が付合のために消滅しているかどうか判断するべき場合には、付合の時点での事情に照準が合わせられるべきである（BGB947条）。この時点で、当該物が経済技術的な観点で物全体に吸収されているかどうか判断される。なぜなら、その後には生じる分離が経済的な価値の破壊になるからである。従って、のちに生じる価値の変更—特に損耗や経年劣化での通常の価値の減少—は、当該物の権利がなお存在するか、それとも当該物が物全体に吸収されているかが重要である場合には、構成部分の本質の検討では原則として考慮されるべきではない。」(Rn.31)「ほかの物に挿入された物に後発的に所有権が設定されるかどうかを判断すべき場合は、これとは異なっている。この判断のために

は、権利が設定されるものとされた時点での事情が重要である。物全体から分離することで事実上または経済上の破壊ないし本質の変更になる構成部分が、それ以前に新品同様に交換可能であって個別の権利の該当性があったことだけを理由に—これを基礎に第三者の権利が設定されていたのでもないにもかかわらず、である—、物全体の本質的構成部分とみなされないとしたら、付合によって生み出された価値を可能な限り維持するというBGB93条の目的は、必要もないのに損なわれてしまう。他方で、BGB93条の保護目的は、今では経済的価値の破壊なしに物全体から分離可能である物全体の構成部分に、かつて一度物全体の本質的構成部分であったことだけを理由に、個別の権利該当性を認めないことまでは要求していない。」(Rn.32)。BGHは、モジュール所有権の移転についての事情に関して事実認定が不十分であるとして差し戻している(Rn.33)⁸。

BGH判決では、太陽光発電設備は一時的な目的で土地に付着しているに過ぎないので（この事例でも撤去条項がある）、土地には付合しないと評価されている（BGB95条）。また太陽光発電設備は建物だともみなされないため、BGB94条2項の意味でモジュールは太陽光発電設備に付合しない。もっとも、モジュールや架台が太陽光発電設備そのものの本質的構成部分にあたるかは（BGB93条）、譲渡の時点を経営基準に本質的構成要素かどうか判断されるべきだとされている。

(2) 建物への付合の成否

次に、太陽光発電設備が建物に付合するかが争われた2022年8月12日フランクフルト上級地方裁判所判決(BeckRS2022, 46991)の判決を紹介する。

事案を簡略化すると次のようになる。原告は、自らがモジュールの所有者であるとして、被告（破産債務者の破産管財人）に対して、商業利用されている屋根の上のモジュール53台及びそれに付随する下部構造の持分の引き渡しを請求した。原告は破産債務者との間で、太陽光発電設備の取得・設置、発電設備運用のための屋根の使用許可(Überlassung)、発電設備の賃貸借関係を一体化した契約を締結していた。

原審は、モジュール等は太陽光発電設備の本質的

構成部分であり、原告には引渡しを要求する権利はないと判断した(Rn.10)。「本質的構成部分が問題になるのは、個々の対象がお互いに付合することでその独立性が失われ、それらが、付合が続く限り、一つの物とみなされる場合である。本件では、取付によってこれらの対象は付合して一つの物とみなされている。それに合致する構成部分は、本質的構成部分でもあり、一方または他方が破壊されるかその本質において変更されなければお互いに分離することができない(BGB93条)。なぜなら、BGB93条によって、国民経済の利益の保護が担保される、つまり経済的な競争が正当化される理由なしに破壊されてしまうことが防がれているからである。ここでは付合の時点でその事情が決定的となる。本件では、表記された対象を発電設備全体から分離することはできない。分離により残された残存物が本質的に変更され、経済的な価値が破壊されてしまう。各コンポーネントが技術的には少なくとも類似に構成された部分と交換可能であることを出立点とした純粋な技術的な検討は、獲得されるべき公法上の援助を基準とした発電設備の運用技術のコンセプトを背景とする発電設備全体の特殊性を評価していない。なぜなら、技術的に事実上交換可能であることは重要ではないだけでなく、付合させた者の内的な意思に従って物事の通常の流れからすれば当該物が再び分離されないかどうかは重要だからである。」(Rn.11)。これに対して、本判決は、モジュールは所有権移転の時点で別個の権利の対象でありえたことから、原告はモジュールの所有者であり、下部構造の共有者であることを認めている(Rn.43)。本判決は、BGH判決に言及し、太陽光発電設備は一時的な目的で土地と付合しているので(BGB95条1項1文)、モジュール及び下部構造はBGB94条1項に従って土地の本質的構成部分とはみなされないと立言し、「争いの対象となっている発電設備は、その具体的設計の観点では、引用した最上級審判決(筆者—BGH判決のこと)の対象であった屋外の発電設備に完全な範囲で匹敵する。なぜなら、本件で争いの対象となっている発電設備は屋根肌(Dachhaut)にはめ込まれた発電設備ではなく、屋根面(Flachdach)に設置されているアルミ構造にモジュール固定クランプで固定されているか

らである。法的な取り扱いにとっては、アルミ構造が設置されている土台が、地面か屋根面かで区別はない」と述べる(Rn.44)。また本判決でも、発電設備が建物であるか(それでもって、モジュールが付合しているか)が争われているが(Rn.45)、やはりBGH判決に言及し、「支柱やレールからなる足場のような架台及びそこに設置された太陽光モジュールからなる」太陽光発電設備はBGB94条の意味での建物には該当せず(Rn.46f)、本件の発電設備も次のように述べて建物ではないと説示している。「争いの対象のシステムは、昔ながらの建物との類似性は示しておらず、特に、古典的な建材によってそれ自体固定的な堅牢な合成物として製造されたのではなく、ねじ、クランプ、その他の大きな出費なく取り外せる接続部品を用いてモジュール方式で組み立てられているに過ぎない。たとえ、当該システムがその固定を確実にするために屋根の固定具を使うことができるとしても、証拠採用が明らかにしたように、それは本質的な損傷なしに解体し、個々の部分に分解し、別の場所でシステムの機能を損なうことなく再び設置することができる」(Rn.48)。

また、本判決は、モジュールと下部構造はBGB93条の意味での太陽光発電設備の本質的構成部分でもないと言及している(Rn.49)。「ある物の本質的構成部分とは、BGB93条によれば、一方または他方の部分が破壊されるか本質において変更することなしには、お互いに分離することができない部分である。ある物の個々の構成部分の本質性は、その(意図された)解体の効果に従って定まる。従って、分離されるべき部分の破壊や本質の変更は、これが分離によって無価値になるか、廃材としての価値しかない場合に認められるべきであり、解体後に同じ方法または類似の方法で別の発電設備に統合され、再びその機能を果たすことができる場合には、認められるべきではない。同じように、残った物は、それが構成部分の分離後も、なお従来の方法で使うことができる場合に、分離によって破壊されていないかその本質において変更していない。たとえ、当該目的のために再び別の物と付合した後ではじめて使えるとしても、破壊されていないし、本質の変更もない。したがって個々のモジュールは、それが同じ部

品ないし類似の部品と交換される場合またそのモジュールが再び別の発電設備に据え付けられ、そこで発電することができる場合には、発電設備全体の本質的構成部分とはみなされえないだろう」と立言し(Rn.50)、ある部分がBGB93条の意味での本質的構成部分であるかは、設定された権利の消滅の場合は付合の時点、権利設定の場合は譲渡等の権利設定時を基準に判断されるという(Rn.51)。本件のモジュールは取り外しが可能であると説示している(Rn.52)⁹。

本判決は、屋根上の太陽光発電設備も、それが屋根面に架台等で備え付けられている場合は、地面に設置されているのと変わらないとして、BGH判決を援用し、付合を否定している。これによれば、屋根にはめ込まれた場合、判断は異なることになる。太陽光発電設備が建物にあたらないというのはBGH判決と同じである。BGB93条により本質的構成部分となっているかについては、原審では補助金を視野に入れた当事者の意思を考慮して本質的構成部分になっていると認めたが(Rn.11)、本判決では技術的な観点が重視されている。そして、(第三者の)設定された権利が結合により消滅するかが問題となる場合には付合時点を、これに対して、すでに合成物に組み込まれた構成部分について第三者の権利を成立させ得るか(譲渡等)が問題となる場合には権利成立時点を基準に、本質的構成部分性が判断される。本件ではその時点で取り外しが容易であったため、本質的構成部分性は否定される、という判断となっている。

3. むすびにかえて

以上述べてきたところから、暫定的に得られる見通しを述べて結語に代える。まず太陽光発電設備の土地への付合について、取り外しが容易であることから、太陽光発電設備は独立性を失ってはいないと評価しうる。とりわけ、設置時点で一定期間経過後の撤去が予定されている場合には、そのように解して差し支えないと考えられる。

次に建物への付合についても、ガス配管事案に関する下級審判決が示す方向性と同様に、交換が容易

であり、分離・原状回復も著しく困難とはいえない限り、建物への付合を否定しようと解される。もっとも、屋根材と一体化する設備(屋根にはめ込むタイプ)については、付合が肯定される方向に傾きやすいであろう。

最後に、架台・モジュール等の部材が発電設備それ自体に付合するかについては、その部分が交換・再利用でき、分離が価値の破壊につながらなければ、付合を否定する余地がある。なお、いかなる時点で「本質的構成部分性」を判断すべきかというドイツ法上の議論は、日本法においても、少なくとも利益衡量の方向性を検討するうえで参照しうる。

もっとも、付合を否定して所有権留保者が所有者にとどまるということは、その帰結として撤去費用負担・撤去義務を含む「撤去リスク」も所有者側に残るという問題を生む。この点をどのように位置付けるべきかは、今後の課題としたい。

【注】

¹ 太陽光発電協会「事業用発電システムとは」(太陽光発電協会ウェブサイト) <<https://www.jpea.gr.jp/industry/about/>> 参照(最終アクセス2026年1月14日)。住宅用ではここに蓄電池が加わる。

² 我妻栄・有泉亨補訂『新訂物権法』(岩波書店、1983年)306頁以下。付合の成否の基準をめぐる学説の概要について、小粥太郎編集『新注釈民法(5)物権(2)』§§180～294条(有斐閣、2020年)492頁(秋山靖浩)以下参照。

³ 斎藤理・子安智博「屋根貸し太陽光発電事業における法的問題」不動産証券化ジャーナル18号(2014年)96頁

⁴ 東京地判平成26年9月5日LEX/DB 25521779

⁵ 東京地判平成30年3月20日LEX/DB 25552901

⁶ 東京地判平成27年9月28日LEX/DB 25532070

⁷ ある物の本質的構成部分は個別の物的権利の対象にはなりえず、主物と法的な命運をともにする。つまり、本質的構成部分については個別の物的権利を設定できず、主物から分離して所有権移転をすることはできない(MüKoBGB/Stresemann, 10. Aufl. 2025, BGB § 93 Rn.20f)。

⁸ BGB95条の準用も検討されているが、否定されている。

⁹ なお、下部構造については、判断の対象になっていないが、直ちに取り外すことはできないと述べている。

特別研究講座の開催

2026年2月17日、京都大学大学院法学研究科教授の島村健先生を講師にお迎えし、「発電所リブレース時の手続緩和等を内容とする環境影響評価法の2025年改正について」のテーマで2025年度特別研究講座をオンライン開催した。

2025年6月に環境影響評価法（以下、「アセス法」という。）が改正され、建て替え事業に関する環境影響評価の手続が一部合理化されるとともに、環境影響評価図書（以下、「アセス図書」という。）の継続公開に係る制度が新設された。本講座では、法改正が行われた背景や内容、積み残された課題、法改正を受けた政令の検討状況、アセス法と関連する最近の政策動向等について解説いただいた。

講演終了後には、戦略的環境影響評価(SEA)における地球温暖化対策推進法（以下、「温対法」という。）・海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下、「海洋再エネ整備法」という。）の促進区域の制度との関係性や我が国に望ましいSEAのあり方、太陽光発電対策「政策パッケージ」における地域との共生可能なスクリーニング基準等について、聴講者との質疑応答がなされた。

以下に講演の概要を紹介する。

1. アセス法の手続の概要

規模が大きく、環境に著しい悪影響を及ぼすおそれがある一定の事業について、法律、政令で限定列举された事業の実施に先立ち、環境影響の調査、予測、評価をする手続を環境アセスメントという。

本法の目的は、事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保することであり、重要な理念として、住民や専門家、市町村長、都道府県知事の参加が挙げられる。法令で定められた基準をクリアするのは当然として、さらにより良い環境保全を進めるためには、どうしたらよいかという点に主眼がある。

環境影響評価手続が実務上も非常に重要だと分かる最近話題になった事例を2つ取り上げる。

第一に、北海道幌延町において2023年に設置された大規模風力発電施設の浜里ウィンドファームである。稼働から2年間に10羽のオジロワシと1羽のオオワシがバードストライク(BS)で死んだと報道され、2025年4月から7月の間、日中稼働停止となった。BSの対策をして8月に再稼働したが、

すぐにハイタカが衝突したと分かり再び大きな問題となった。準絶滅危惧種であるオジロワシが何羽も衝突すると日中稼働停止せざるを得ず、事業としても大きな経済的損失を被る。

第二に、知床岬先端における太陽光パネル設置問題がある。2022年4月に知床遊覧船が知床岬沖で沈没した際、この地域の通信状況も原因と考えられ、岬の先端は世界遺産で国立公園の特別保護地区でもあるが、携帯基地局を置く計画が立てられた。送電線がないため、電源確保のために岬の先端に太陽光パネルを設置する計画になり、2024年3月に環境大臣から開発が許可され準備が始まったところで、知床世界自然遺産地域科学委員会が、オジロワシの営巣地がすぐ近くにあるのではないかと指摘した。工事の準備のためにレールを敷設し、機材も運び込んでいたが、2025年11月に環境省が計画の中止を表明するに至った。

次にアセス法の概要を説明する。アセス法は、一定規模以上の発電所や道路、ダム、公有水面の埋め立て等、環境への悪影響を及ぼす可能性がある大規模な事業について、5つの文書を作ることを求める手続である。

計画段階配慮書の制度が手続のはじめとなり、位置、構造等に関する複数案を検討することを求めるものである。位置、構造の基本的な形が固まると、環境影響の調査方法・項目を記載した方法書を作成し、周辺住民や市町、環境大臣の意見を聞き、内容を確定し、実際に環境への悪影響の有無を調査、予測、評価する。準備書は、大気汚染や水質汚濁、景観、貴重な動植物への影響といった調査結果を詳細に記録する文書であり、そこには、起こり得る環境への悪影響を低減するための環境保全措置も書き込む。準備書についても周辺市町村長や一般市民、主務大臣からの意見を聞き、必要に応じて修正される。評価書が手続の最終成果物であり、発電所の場合には、電気事業法を所管する経済産業大臣がチェックする手続がある。

電気事業法にはアセス法の特則が設けられており、同法の46条の17では、経産大臣が評価書の内容を確認し、問題がある場合には変更命令を出すことになっている。問題がない場合は、評価書確定通知を事業者に交付し、発電事業者にとってアセス法の手続が終了したことになり、電気事業法に基づく発電所工事計画の届出に移行できる。

報告書は、場合により事後的に作成を求められる文書で

ある。報告書の提出を求められる場合としては、希少な植物の群落がある際の、他の場所への移植等があげられる。

手続に要する時間について、神戸製鋼所の石炭火力発電所のアセス手続では、2014年12月に配慮書の手続がスタートしたが、神戸製鋼所のアルミ・銅製品の品質データ改ざん事件を受けて、兵庫県と神戸市によるアセスメントデータの検証があり、評価書にたどり着くまで4年近く要した。



(島村講師による講演)

2. 2025年改正までの経緯

アセス法は2011年に大きな改正があり、配慮書の手続と報告書の制度が加わった。2011年に風力発電所がアセス法の対象事業に追加され、第一種事業の規模要件は当初1万kW以上、2021年に規模要件を見直して5万kW以上となった。太陽光については2019年に対象事業に追加され、第一種事業の規模要件は4万kWである。

条例による環境影響評価手続も別途あり、全ての都道府県、政令市が環境影響評価条例を定めている。

2021年の温対法改正で設けられた促進区域内で行われる再エネ事業については、促進区域制度が配慮書の代替としての機能を担うという考え方により、配慮書の手続の適用が除外されている。

2011年の改正法の附則には10年後見直し規定があり、2023年から法改正が議論され、2025年に改正された。

改正に至る過程として中央環境審議会（以下、「中環審」という。）は、2024年3月に風力について第1次答申を、2025年3月に第2次答申を出している。

第1次答申は再エネ海域利用法の改正について排他的経済水域(EEZ)に設置される洋上風力について、長期間の設置を認める制度を創設することなどを提言した。

第2次答申は、次のような問題を扱っている。領海内の促進区域を主務大臣が指定する際に、改正前の再エネ海域利用法ではアセス法の原則どおり、それぞれの事業者が環境影響評価を実施することになっており、落札できるか分からないのに、競争関係にある事業者が並行して環境影響評価を進めていた。

しかし、この仕組みには社会的コストが高く、地元にも大きな負担をかけるという問題があった。第2次答申の内容を踏まえてなされた再エネ海域利用法の改正（改正法の略称は、海洋再エネ整備法）では、環境大臣が事業者に代わって初期段階の環境影響調査をするセントラル方式が導入された。アセス法の配慮書に代えて、環境大臣が予備調査を行う形に改正された。

改正後の洋上風力の案件形成に至るまでのプロセスについて、領海内ではこれまで事業者自身が実施する必要があった事業者選定前の環境影響調査を環境大臣が行うことになり、アセス法の配慮書や方法書の手続が適用除外となっている。事業者が公募で決まった後に、準備書以降の手続を当該事業者が実施することになった。EEZでは配慮書までは国が行い、方法書から事業者が実施するように変更された。

海洋再エネ整備法の改正については、問題点も指摘されている。アセス法の配慮書の手続に相当する段階で、専門家や市民との間でコミュニケーションの手続が規定されていないという批判がある。また、アセス法では配慮書や方法書といった手続を積み重ねていく時にそれぞれの文書が次のプロセスにどのように生かされるかが法律上、決まっている。これに対し、海洋再エネ整備法における手続では、先行する文書が後の意思決定にどのように反映されるかがきちんと書かれていないという批判がある。

アセス法については、2025年3月、風力に関する第2次答申と同じタイミングで、中環審がアセス法全体のあり方について答申を出している。

この答申は大きく2つの部分に分かれている。1つは、2011年改正で付け加えられた配慮書・報告書の制度がきちんと機能しているか、見直すべき点がないかという点検作業である。

配慮書については、リプレースに関する配慮書手続の特例が導入された。なお、風力発電所の開発の際に問題になるみなし複数案について検討することになっていたが、この検討が進んでいない。

報告書については、論点として2つ指摘されており、報

告書も含めたアセス図書を継続的に公開すべきという点で、新たに条文が追加された。もう1つは、発電所アセスでは電気事業法の特例が適用されるが、そこでは報告書について主務大臣や環境大臣が意見を述べる仕組みも適用除外され、公的関与がないことが指摘されているが、この点について法改正では反映されていない。

以上のとおり、2011年改正後の点検事項については、今回の法改正にある程度反映されたと評価することができる。他方、中環審の答申に指摘されていることで、従前から指摘されてきた課題についてはほとんど今回の法改正では反映されていない。SEAについては、1997年の法律制定当初から、制度化の必要性が中環審の答申や国会の付帯決議で指摘されてきたが、今回も先送りになった。

累積的な環境影響評価についても、1997年の制定時から課題と言われているが、手当てされていない。

風力に限った問題としては、手続の途中に風車の機種が変更されブレードが大型化することは、景観や鳥類への影響も大きく変わり得るため、アセス手続の途中で変更されることが問題として指摘されているが、今回の法改正では手当てされていない。

評価書に基づく事業の許認可等を行った際の審査結果の理由の公表という論点がある。申請に対する処分で不許可処分をした際には、行政手続法に基づいて理由の付記が求められるが、申請を認容する処分については、理由の付記は行政手続法上求められない。しかし、環境影響評価の場合、環境への影響を懸念する人や騒音、大気汚染等を懸念する周辺住民は、環境影響評価の結果が適正に考慮され、環境保全上問題ないと判断した行政庁の判断を知りたいが、行政手続法上は、行政庁の判断理由を示す必要はない。今回の改正論議の過程でも、そのような論点があると再び示されただけであった。

長期的な手続未着手案件の場合、かなり前の環境影響調査結果を基に今の時点で事業を進めてよいかの問題となり得る。このような事態に対応するためのアセス法の手続がほとんどないことが問題視されてきたが、これも今回は手当てされていない。

環境影響評価手続の瑕疵を周辺住民らが争う法的手段がない点も20年前から指摘されてきたが、これについても手当てされていない。

報告書に関する事項と、建替配慮書に関する改正事項は、政令で詳細が記載されることになっており、報告書関係は政令が2025年秋に制定され、2026年4月から施行される。建

替配慮書関係の改正については現在、環境省の技術検討会で政令事項について議論している最中だが、概ね固まったようである。

3. 改正内容—リプレースの特例

今回のアセス法改正では、リプレースの際の特例措置を設けたという点が重要である。新規設置の場合には、当該事業の計画の立案段階において、事業の実施が想定される区域を原則として複数選定し、環境の保全のために配慮すべき事項について検討を行い、配慮書に(a)「事業実施想定区域及びその周囲の概況」と(b)「計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの」を記載する。(a)事業実施想定区域は原則2つ以上であるが、発電所の場合には、発電所アセス手引きにおいて複数でなくてもよいとされている。法律の建前上は事業実施想定区域を原則複数選び、その周囲の概況を調査し、(b)計画段階配慮事項を大気汚染やCO₂、振動、騒音といった事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたものを記載する。

改正法ではリプレースの特例が規定された。リプレースの定義は当該既存工作物が設置されている区域またはその近接区域において、当該既存工作物と同種の工作物の新設をする場合である。リプレースの場合には(a)と(b)に代えて、事業実施想定区域を記載した上で、当該事業に係る環境の保全のための配慮の内容を記載する。

近接区域や同種の工作物という概念が議論になり得る。環境省の技術検討会では近接性や同種性の要件について、電源種ごとに検討している。対象事業一般に共通していることは、既存のアセス法の軽微変更要件を参考に、既存の発電所とリプレース後の発電所の同種性を判断するという考え方である。

火力発電の場合は、300メートル施設が移動してもよいことになっている。また、現在のアセス法の下で軽微変更要件は出力10%増までであるが、規模要件は出力が2倍までであればリプレース事業として認めるとされている。風力発電の場合はこれと異なり、軽微変更と同様に1.1倍増までをリプレース事業として認めるという方針が示されている。地熱発電はリプレース特例の対象としては1.2倍増まで認めるということである。

なお、リプレースの特例が適用される場合、配慮書手続において位置・構造の複数案を検討しなくてもよいが、配慮書手続の全てが適用除外されるわけではなく、改正法3条の3第2項は、リプレース後の施設について環境の保全のための配慮の内容を記載することを求めている。この環境の保全のための配慮の内容については現在、技術検討会で議論中であるが、特に風車を想定した事例が示されている。たとえば、既存防音壁の継続活用、BSが発生した風力発電設備を既存の位置から移動するといった環境配慮の方針を配慮書に記載し、早期の段階で示してもらうのが現在の案となっている。

リプレース特例については、中環審の答申の考え方が反映されていないなどの批判がされている。

第一に、リプレース特例の対象事業について中環審の答申は、全てのリプレースにこの特例を適用するつもりではなかったように見える。国会での説明では、政府も、既存事業が現に及ぼしている環境影響については事業者側もある程度把握しているはずで、こうした情報を活用した効果的・効率的な環境配慮が可能なので配慮手続を簡素化してもよいと説明しているが、改正法はそのような限定をしていない。風車について低周波音や騒音、BSの影響等を全くモニタリングしていないものでも、リプレースの特例が適用されるのではないかと批判されている。

第二に、1997年前の工作物はアセス法に基づく調査が行われていない点である。発電所について、アセス法制定前は、通産省の告示や閣議決定に基づいて環境影響評価を行っていたが、法律に基づく環境影響評価は行われていない。また、風車や太陽光パネルが今後の建替件数としては多いが、法対象事業に追加された時期が比較的最近であるため、これらについても法に基づく環境影響評価は事前に一回も行われていない。さらに、2011年改正以前は配慮書手続がなかった。要するに、フルスペックの環境影響評価を受けていない、あるいは全く環境影響評価を受けていない既存の施設についてリプレース特例を認めてよいかということである。

第三に、過去に環境影響評価が実施された事業であっても周辺の環境が変化し、動植物の分布や生息状況が変わっていることは大いにあり得る。過去に一度環境影響評価をしたとしても、それは過去のも

のに過ぎないので、もう一度フルスペックで環境影響評価を行う必要があるのではないかと指摘されている。

第四に、出力が増えなくても環境負荷が増大する場合がある。たとえば、風力発電のリプレースの場合、同じ出力でも基数を減らして一基一基のブレードが長くなる傾向にある。出力が同じでもブレードが長くなれば、景観や騒音への影響、鳥類への影響は大きくなり、同種・同規模だから環境影響評価手続の一部を省略してもよいということにはならないとの批判がある。また、配慮書手続を省略すると、位置・構造の複数案の検討をしなくてもよいことになるので、火力発電において煙突の高さの複数案すらも検討されなくなるとの指摘もある。ガス火力のリプレースで発電効率は上がり、CO₂排出原単位は改善するが、稼働率が上昇することを考慮すべきではないかといった点も指摘されている。

ところで、2025年5月に成立した改正GX推進法では各社の移行計画を提出することになっている。様々な政策目標等と移行計画との整合性を環境影響評価手続の早い段階で検討し、それについて主務大臣、環境大臣、知事や市町村長、市民の意見を聞く手続を確保すべきではないかとの議論もある。

4. 改正内容—アセス図書の公開

現行のアセス法においては、アセス図書を継続的に公開する義務はない。評価書や準備書は公衆の縦覧に供することが義務付けられているが、1か月間だけであり、その後はホームページから削除しても問題なく、継続的公開の義務はない。

事業者の任意の協力を得て自治体等がアセス図書を公表している例はあるが、これも義務ではない。

環境省の調査では、特に風力については1割程度しか継続的に公開されていないという。改正法では、52条・施行令27条で、事業者の同意を得た上でアセス図書を30年間公開できる規定になっている。これについては国会審議でも、アセス図書は基本的に義務的公開すべきとの議論がされていたが、結局、義務的公開にはならなかった。

義務的公開が必要な理由としては、業者間の情報共有が図られ、審査を行う行政担当者にとっても他の事例を参考にできるということが言われている。また、特に風車の場合、宗谷岬など道北地方では、風車が屏風のように並んで

しまうと渡り鳥の飛ぶルートが制限される。騒音や低周波音の累積的影響を評価するために、既存の発電設備、風車がどれ位の環境影響をもたらしているかを審査する側も含めて把握する必要がある、そのためにアセス図書は継続的に公開すべきだと議論されてきた。

結局、今回の改正では、事業者の同意を得てアセス図書を公開できることになった。アセス法38条1項は、アセス手続が終わった後に、事業者は施設を稼働させている間、評価書に記載されているところにより、環境保全についての適正な配慮をして対象事業を実施しなければならない、と定めている。しかし、事業者がその義務を評価書に基づいてきちんと履行しているかを市民、市町村、都道府県、主務大臣や環境大臣が確認しようにも、評価書が非公開だと環境保全措置の内容がわからない。地元の住民らがその施設においてどのような環境保全措置が想定されていたか、アセス手続が終わると把握できなくなってしまうのは不合理である、同意の有無に関わらず事業継続中は公開すべきではないかと指摘されている。

5. 改正に盛り込まれなかった事項等

中環審の答申で指摘されたが、法改正に盛り込まれなかった点について紹介する。

第一に、電気事業法の特例が適用されるため、発電所については報告書に対して国が意見を言う仕組みが存在しない。特に風車の場合には、BSとその対応を記載した報告書が作成された際に、環境省や主務大臣が意見を言う必要がある。また、報告書も施設稼働中は継続的に公開する仕組みがないといけなと言われてきたが、ここも手当てされていない。

第二に、SEAである。先進国のアセス制度では標準装備だが、結局今回も先送りとなった。なお、環境省は、温対法の促進区域の制度や洋上風力の海洋再エネ整備法の促進区域の制度は、SEAの性格を有すると指摘している。

第三に、長期未着工案件について、火力発電の例で言うと、1980年代後半に閣議アセスや省議アセスで行っていたものが中断し、福島第一原子力発電所の事故後に進めようとなった例がある。これらはアセス法適用前の事例であり、改めてアセス法に基づく手続を実施する義務もないため、アセス法が想定するフルスペックのアセスはされない。もっとも、東北電力の能代3号のように事業者が自主的な環境影響評価を行うことはある。環境省の小規模火力の検討会のとりまとめでは、アセス実施後、長期間未着工の火力

発電所を建設する場合は、自主的なアセスを推奨しているところである。

第四に、争訟手続についてである。環境影響評価に瑕疵があるということが訴訟で争われることがある。発電所ではないが有名な例としては、石垣島の石垣空港の設置許可処分取消訴訟や、圏央道に関して道路設置時の環境影響評価が問題になった訴訟などが存在するが、日本では、環境影響評価の瑕疵を訴訟で争うことが難しい状況にある。欧州のように、環境影響評価手続に瑕疵がある場合にそれ自体を争う法的仕組みが日本にないことは、1997年の法制定の頃から指摘されてきた。後ろに許認可がある場合に、許認可の取消訴訟の中で環境影響評価に問題があったと争うしかないが、許認可の段階まで行ってしまうと、数年前に実施された環境影響評価が不合理であったなどとして手続をやり直すのは、事実上非常に難しい。環境影響評価に問題があるということを適切なタイミングで論点提起し、法的に争い得る仕組みを作るべきと指摘されてきた。しかし、制度設計はなかなか難しく、法改正につながる動きはない。

今後、政省令のレベルで検討すべきこととしては、第一に、風車の場合、出力が小さくてもBSが頻発することがある。出力が大きければBSや騒音、低周波音の被害が大きくなる蓋然性は高いが、立地場所も非常に重要である。現在は5万kW以上の風力が第一種事業とされているが、より小規模なものもアセス法の対象にすべきとの議論がされている。中環審の答申では、第二種事業の規模要件(3.75万kW)を下回る規模の風車であっても、設置する位置によっては住民への騒音や低周波音、BS等の大きな問題を起こし得るので、立地場所によっては小規模なものもアセス法の対象になるよう政令を改正すべきとの議論がされている。

第二に、累積的環境影響評価の問題がある。既に風車が建っている時に、更に背後の丘陵部に風車を建てたらどうなるか等、単体の事業ではなく近隣の風力発電施設との総体的影響によってどのような生態系、鳥類、騒音、低周波音の影響が起こるかを本当は調べなくてはならない。欧米などでは、累積的環境影響評価が様々な形で実装化されており、日本では必要性は二十年前から議論されているが、今回も改正内容には入っていない。なお、環境省は、アセス図書が継続的に公開されるようになれば、この累積的環境影響評価にも資することになると指摘している。

最後に、アセス法に係る最近の政策動向について言及しておく。政府によって、2025年12月にメガソーラー対

策の政策パッケージがまとめられ、法的規制の強化に向けた検討がなされることになった。自然環境の保護、安全の確保、景観の保護のため、様々な省庁に対し、所管する法令に基づく規制強化を指示した形である。

これを受けて各省庁は2025年12月から検討を開始したが、アセス法についても宿題が出ている。太陽光発電事業の環境影響評価に関する検討会の議論では、太陽光については他の面的開発事業と異なる特性があるのか、他の面的開発事業と異なる規制の必要性があるかなどという点が議論されている。また、風車については立地場所が重要なので、小規模なものでも立地場所によってはアセスの対象にすべきではないかという点が議論されてきたが、太陽光も立地場所を重視した検討をすべきなのかという点が議論されている。第一種事業より規模が小さいものでも環境負荷がありそうなものはアセス法の対象にしようというスクリーニングの仕組みだが、スクリーニングの基準をどう考えるかという点についても議論されている。太陽光発電協会からは、地域と共生できるようなもの、市町村と一緒にやっているようなもの、地域新電力がやっているもの等について、アセス法を適用除外して欲しいとの意見も出ており、他方で、地域と共生できないようなものは小規模なものでもアセス法の網をかけるべきとの議論も出ている。

研究班の動き

(12~2月)

原子力損害賠償制度に係る法的論点検討班

1月29日の第4回研究会では、豊永研究委員から「電気事業の状況変化からみた有限責任論」というテーマでご報告いただいた。原子力損害賠償における有限責任論について、電力需要の増加や、再稼働数の増加といった状況を踏まえ、個社の事例を用いながら電力事業の存続可能性や、投資回収の観点から有限責任論の再考と電力事業者間のリスク共有・相互監視について解説いただいた。その後、支援機構の機能や負担のあり方、過少投資・過剰投資への対応などについて議論した。

エネルギーに関する国際動向の法的論点検討班

2月13日の第4回研究会では、中西研究委員から「EUタクソノミー規則と原子力エネルギー及び化石ガスセクターの包含—一般裁判所判決(T-625/22)を中心に」というテーマでご報告いただいた。環境的に持続可能な活動の分類を設定する「EUタクソノミー規則」について概観した上で、欧州委員会の委任規則による原子力エネルギー及び化石ガス（主に天然ガス）の包含に対する提訴等について解説いただいた。その後、EU運営条約における政治的事項の位置付けやグリーンウォッシュ規制との関係等について議論した。

環境法制・事例検討班

12月16日の第3回研究会では、岡松研究委員から「気候変動と国際法に関する小島嶼国委員会により付託された勧告的意見」というテーマでご報告いただいた。気候変動と国際法に関する小島嶼国委員会(COSIS)により2022年に要請された勧告的意見について、要請された背景や意見の要旨、判断の特徴等を概観した上で、要請された2つの質問に対する国際海洋法裁判所の回答を、文言の意味や考慮すべき要因といった観点から解説いただいた。その後、相当の注意義務や当該義務にかかわる国家の義務や法的効果、時際法の観点から責任が発生する時点について議論がなされた。

1月15日の第4回研究会では、特別報告者として東洋

大学法学部の大坂教授から「神戸石炭火力発電所差止訴訟（控訴審）」というテーマでご報告いただいた。神戸石炭火力発電所差止訴訟について、訴訟の経緯や第一審判決の判断枠組み、差止請求の可否等を概観した上で、控訴審判決について大気汚染や温暖化による権利侵害や、気候変動における人格権に基づく差止請求の可否等の観点から争点について詳細に解説いただいた。その後、安定気候享受権と気候変動における人格権の違いや、カーボンパジェットとNDCとのつながり、具体的危険性の主張立証等の観点から議論がなされた。

2月24日の第5回研究会では、北村研究委員から「石炭火力発電所に関する環境影響評価をめぐる2事件・4判決」というテーマでご報告いただいた。石炭火力発電所に関する環境影響評価をめぐる2事件について、火力発電所設置の争い方としての行政訴訟の特徴や火力発電所と環境影響評価制度の関係において詳細に解説いただいた上で、神戸・横須賀石炭火力発電所事件の地裁・高裁判決について、判断枠組みやあてはめ等の観点から分析いただいた。その後、公害と温暖化の性質の違いについて、気候変動からの保護を個別の利益と捉える場合のアプローチや二酸化炭素と健康被害の因果関係の立証の困難さ等の観点から議論がなされた。

エネルギー事業に係る規制・競争政策検討班

10月28日の第2回研究会では、土田研究委員から「ドラギレポートと欧州のエネルギー政策/競争政策」というテーマでご報告いただいた。ドラギレポート（正式名「ヨーロッパの競争力の将来」）について概観し、EUにおけるエネルギー政策が招いた競争力低下や価格高騰、電力市場の問題等を説明した後、競争政策のあり方として企業結合や共同行為、国家補助等による競争力強化提案について解説いただいた。その後、欧州電力市場のルールや競争力強化策の課題について議論した。

再生可能エネルギー主力電源化に向けた法的論点検討班

12月25日の第2回研究会では、高橋主査から「近年の再エネ条例に関する一考察－宮城県と青森県の条例の比較・検討を中心として－」というテーマでご報告いただいた。自治体が再生可能エネルギーに関する条例において発電設備立地の適地誘導を目的として法定外税を設ける新たな動向が見られることについて、宮城県および青森県における条例を概観し、その目的、内容・特徴について解説いただいた。その後、条例における指定区分毎のグラデーションや運用方法等について議論した。

原子力の安全性を巡る法的問題検討班

1月22日の第2回研究会では、清水研究委員から「原発事故国賠訴訟の最新動向」というテーマでご報告いただいた。規制権限不行使事案に係る判例理論の判断枠組みや、原発事故国賠訴訟の概要と令和4年最判以前の主要争点を概観するとともに、同最判の判断枠組みを整理し、反対意見や下級審裁判例との比較で法廷意見を分析した。その後、いわき市民訴訟仙台高判の上告不受理決定の含意を探り、福島原発事故をめぐる規制権限不行使に対する国賠責任の成否について議論した。

2月18日の第3回研究会では、清水事務部長から「住民の『安心』をめざした安全規制について～福島事故に事業者として対応した体験を踏まえた一考察」というテーマで報告を行った。東京電力在籍時に福島第一原子力発電所事故後の被災者対応等に從事した体験をもとに、原子力安全規制や責任のあり方等について論点提起するとともに、国民の安全・安心確保や社会的受容性等の問題について議論した。

研究報告書の公開

以下のとおり研究報告書を当研究所ホームページに公開しましたので、お知らせいたします。

- ・ JELI R-No.162 「原子力安全をめぐる国内外の法的問題の諸相—2021～2022年度原子力の安全性を巡る法的問題検討班報告書—」

(2月6日掲載)

所員の異動

所員の異動がありましたので、お知らせいたします。

(研究員)

(転出)

秋本 匡範 中国電力株式会社

(2月1日付)

日本エネルギー法研究所季報

2026.3.1 Vol.290

編集発行 日本エネルギー法研究所 季報編集委員会
〒141-0031 東京都品川区西五反田七丁目9番2号
KDX五反田ビル8F
電 話 03-6420-0902 (代)
U R L <https://www.jeli.gr.jp/>
e-mail contact-jeli@jeli.gr.jp
印 刷 株式会社 吉田コンピュータサービス

本書の内容を他誌等に掲載する場合には、日本エネルギー法研究所にご連絡ください。